

建設委員会法務委員会連合審査会議録第一号

昭和二十七年四月二十一日（月曜日）

午前十一時一分開議

出席委員

建設委員会

委員長 松本 一郎君

理事 村瀬 宣親君

淺利 三朗君

上林山榮吉君

三池 信君

法務委員会

委員長 佐瀬 昌三君

理事 北川 定務君

鍛冶 良作君

大西 正男君

田中 堯平君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清麿君

出席政府委員

總理府事務官（特別調達庁長官） 根道 広吉君

總理府事務官（特別調達庁長官） 長岡 伊八君

總理府事務官（特別調達庁長官） 沼尻 元一君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

總理府事務官（特別調達庁長官） 鈴木 昇君

法務委員会連合審査会を開会いたしました。私が議案の付託を受けました建設委員会の委員長でございますので、本連合審査会の委員長の職務を行います。ただいまより日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案を議題として審査を行います。まず政府側より提案理由の説明を求めます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案

（この法律の目的）
第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案
第二条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案
第三条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案

（土地等の使用又は取用）
第三条 駐留軍の用に供するため土地等を必要とする場合において、その土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを使用し、又は取用することができる。
（土地等の使用又は取用の認定の申請）
第四条 調達局長は、この法律により土地等を使用し、又は取用しようとするときは、土地等の所有者（土地取用法第五条に規定する権利にあつては、権利者。以下同じ。）又は関係人の意見書その他政令で定める書類を添付の上、使用認定申請書又は取用認定申請書を調達庁長官を通じ内閣総理大臣に提出し、その認定を受けなければならない。

（土地等の使用又は取用の認定）
第五条 内閣総理大臣は、申請に係る土地等の使用又は取用が第三条に規定する要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、土地等の使用又は取用の認定をしなければならない。
（関係行政機関等の意見の聴取）
第六条 内閣総理大臣は、土地等の使用又は取用の認定に関する処分を行うおとす場合において、必要があるとき認めるときは、関係行政機関の長及び学識経験を有する者の意見を求めることができる。
（土地等の使用又は取用の認定に関する処分について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。）
第七条 内閣総理大臣は、土地等の使用又は取用の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該調達局長に文書で通知するとともに、当該調達局長の名称及び使用し、又は取用すべき土地等を官報で告示しなければならない。
（土地等の使用又は取用の認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該調達局長に文書で通知するとともに、当該調達局長の名称及び使用し、又は取用すべき土地等を官報で告示しなければならない。）
第八条 前条第一項の規定による告示があつた後、土地等を使用し、又は取用する必要がなくなつたときは、調達局長は、遅滞なく、その旨を当該調達局長に文書で通知しなければならない。
（土地等の使用又は取用の認定の失効）
第九条 建物を使用する場合における報告を受けたときは、土地等の使用又は取用の認定が将来に向つてその効力を失う旨を官報で告示しなければならない。
（建物の使用に代る取用の請求）
第十条 土地等を使用する場合にお

第一類第十六号附属の六 建設委員会法務委員会連合審査会議録第一号 昭和二十七年四月二十一日

いて、その使用の期間が一年をこえるときは、調達局長は、当該使用に對する損失補償の金額を一年分ごとに分割して支払うことができる。但し、その支払は、当該分割して支払われる損失補償の金額に對應する使用の期間の開始する日までにしなければならぬ。

(土地等の返還及び原状回復の制限)

第十一条 調達局長は、この法律により駐留軍の用に供した土地等を返還するに際し、土地等の所有者から原状回復の請求があつた場合において、土地等を原状に回復することが著しく困難であるとき、又は土地等を原状に回復しないでもこれを有効且つ合理的に使用することができることを認めるときは、その土地等を原状に回復しないで返還することができる。

2 前項の場合においては、土地等の所有者及び関係人の受ける損失は、補償しなければならぬ。

3 土地等を原状に回復しないで返還する場合において、建物の使用中に有益費が費されたことにより、その建物の所有者に利得が生じているときは、利得の存する限度において、これを固に納付させることができる。

4 前項の規定により納付すべき金額については、政令で定めるところにより、七年以内の範囲内において延納を認めることができる。

(不服の申立)
第十二条 前条第一項の規定により原状に回復しないで返還すること、同条第二項の規定による損失

の補償又は同条第三項の規定による利得の納付について不服のある者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に對し不服の申立をすることができる。

(引渡調書)

第十三条 調達局長は、土地等を返還するときは、その土地等の所有者及び関係人を立ち会わせた上、総理府令で定める引渡調書を作成しなければならぬ。

2 前項の引渡調書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 返還する土地等の所在、地番及び地目並びに土地等の所有者及び関係人の氏名及び住所
二 返還する土地等の種類、数量及び形状
三 その他返還の際の現状を確認するに必要な事項

3 土地収用法第三十六条第二項から第五項まで及び第三十八条の規定は、前項の引渡調書の作成及び効力について準用する。この場合において、これらの規定中「土地調書及び物件調書」とあるのは、「引渡調書」と、「起業者」とあるのは、「調達局長」と、「土地所有者」とあるのは、「土地等の所有者」と読み替へるものとする。

(土地収用法の適用)
第十四条 第三条の規定による土地等の使用又は取用に関しては、こ

の法律に特別の定めのある場合を除く外、「土地等の使用又は取用」を「土地収用法第三条各号の一に掲げる事業」と、「調達局長」を「起業者」と、「土地等の使用又は取用の認定」を「事業の認定」と、「土地等の使用又は取用の認定の告示」を「事業の認定の告示」と、「第七条第二項の規定による公告及び通知」を「土地収用法第三十三条の規定による土地細目の公告及び通知」とみなして、土地収用法の規定第一条から第三条まで、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条、第三章、第三十一条から第三十三条まで、第五章第一節、第二百二十二条、第二百二十三条第六項、第二百五条第一号及び第三号から第五号まで、第二百二十九条第一項、第三百零一条第一項、第三百九条並びに第四百三十三条第五号の規定を除くを適用する。但し、土地等の使用の期間が一年をこえる場合においては、土地収用法第九十五条第一項及び第九十六条中「判決に係る補償金の払渡」とあるのは、「判決に係る補償金のうち、使用に對する損失補償に係るもの」中最初の一年間の使用に對する部分の払渡」とする。

2 前項但書に規定するものを除く外、同項の適用に關し必要な技術的事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行の際、連合国最高司令官の要求に基いて現に使用し

ている土地等で、この法律施行の日から九十日を経過した後、なお引き続いて駐留軍のために使用する必要のあるものについて、土地等の所有者及び関係人との間に使用に對する協議が成立しないときは、調達局長は、この法律施行の日から九十日以内に、使用しようとする土地等の所在、種類、数量及び使用期間を土地等の所有者及び関係人に通知して、六月をこえない期間においてこれを一時使用することができる。

3 調達局長は、前項の場合において、土地等の所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた損失補償額を払い渡さなければならない。

4 第二項の規定によつて土地等を一時使用した場合においては、土地等を使用することによつて生ずる損失を土地収用法第六章第一節(第七十一条、第七十八条、第七十九条及び第八十一条を除く)の規定に準じて補償しなければならない。この場合において、損失の補償は、使用の時期の価格によつて算定しなければならない。

5 第三項の規定によつて支払つた損失補償額は、前項の規定による損失補償の金額の内払とする。

6 第四項の規定による損失補償について、調達局長と損失を受けた者との間に協議が成立しないときは、損失を受けた者は、政令で定めるところにより、取用委員会に對し、判決を申請することができる。

7 調達局長は、第二項の規定によ

つて土地等を一時使用する場合において、その使用期間が満了したときは、遅滞なく、その土地等をその所有者に返還しなければならない。

8 前項の場合においては、土地等の所有者は、調達局長に對し、土地等を原状に回復することを請求することができる。但し、当該土地等が第四項の規定により土地収用法第七十三条後段の規定に準じて補償されたものであるときは、この限りでない。

9 第十一条及び第十二条の規定は、第七項の規定により土地等をその所有者に返還する場合について準用する。

10 調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三第二項を同条第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 中央不動産審議会は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法(昭和二十七年法律第 号)第十二条第二項(同法附則第九項において準用する場合を含む)の規定により、内閣総理大臣の諮問に應じ、意見を述べることができる。

○根道政府委員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基きまして締結されました行政協定によりまして、日本国はアメリカ合衆国に

対し、安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域を提供することに相なりました。この義務を履行するためアメリカ合衆国軍隊の必要とする土地等の使用または収用手続については必要な規定をし、もつて条約の遵守と私有の財産権との調整をはかることが、この法律案の目的でございます。

アメリカ合衆国軍隊の必要とする土地等が民有のものであります場合は、日本政府はこれらの所有者または権利者と相互の自由意思に基き賃貸借もしくは売買等の契約に基きまして土地等の使用権または所有権を取得いたしまして、これをアメリカ合衆国軍隊に提供するのが本来の建前でございます。このため日本政府としては所有者または権利者との自由意思に基き契約の締結のためあらゆる努力をいたす所存でございますが、これらの努力にもかかわらず相互の合意に基き契約の締結が不可能である場合には、やむを得ずこの法律によりまして目的物を使用または収用し得ることといたしまして、条約上の義務を履行いたしたいと存するのであります。

この法律を適用いたしましたして、やむを得ず土地等の使用、または収用手続を進める必要がある場合におきましては、その使用または収用の手続の過程におきまして、所有者等に不安を与えまたは財産上の損失を与える等のごとがないよう十分留意することといたしまして、このためこれらの点について詳細な規定をしております土地収用法の内容を原則として取入れることになしたのであります。しかしながら若干の特例を規定する

ことが必要かつ適切であると思われるので、これらの点を特に規定することといたしました。その主要な点を申し述べます。

土地収用法の規定する事業の認定手続につきましては、他の多くの特別法におきましても例外手続が規定されておるのであります。駐留軍の必要とする土地等の使用または収用の認定手続についても特例を規定することといたしました。

次に駐留軍の引揚げ、移転に伴う土地等の使用廃止等の結果、従来使用中の土地等を、これらの所有者または権利者に返還する場合におきまして、使用中形質を変更したような場合には、これを原状に復して相手方に返還するのを建前といたしますが、原状に復することが著しく困難であるとかまた適正かつ合理的でない認められずる場合には、原状に復さないで返還することができるといたしました。そして、その原状に復さないことによつて所有者等に損害を与えられた場合は、これを補償することといたしましたのであります。

また建物の返還に際しまして、建物の使用中その改良のため有益費が費されたことによりまして、その建物の所有者等に利益が生じておきますときは、利益の存する限度におきまして、利益金を国に納得させることができることといたしました。

なお以上の点につきまして、政府の決定に不服がある場合には内閣総理大臣に不服の申立をすることができるとをひらいておきます。

その他引渡調書の作成について特例

を規定いたしました。その趣旨は、建物等を所有者または権利者に返還するに際しまして、返還時の建物の状態について双方立会いの上、引渡調書を作成しておきまして、原状回復等について後日紛争が起ることを防止しようとするものであります。

最後に附則といたしまして、従来連合国軍の調達要求に基いて使用中の土地等を平和条約の発効後九十日を経過した後なお駐留軍が継続して使用する必要のあるものにつきましては、六箇月を限度として一時使用をなし得ることといたしました。この法律の本則の規定によりまして、土地等の使用、収用をなすためには相当期間にわたる準備が必要でありますので、その経過的措置として必要な規定をするともに、損失補償等については、土地収用法による旨規定いたしました次第であります。

以上概略の説明でございますが、何とぞよろしく御審議の上御可決あらんことをお願いいたします。

○松本委員長 これより本法案について質疑に入ります。通告順に基きこれを許します。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 私旅行をしておつて、まだ法案をこまかく調べておりませんので、提案理由で疑問を起した点二、三を質問いたします。あとは他の方に譲りたいと思ひます。

この理由を見ますと、日本政府が権利者と自由意思に基いて、その使用及び収用を強制的にせないので、契約に基いてやることを原則とするとなつておりますが、これはまことにけつこうなところだと存じます。ところで、それが行かぬ場合には、使用または収用を

強制的にやる。ところがこの点について見ても、駐留軍の使用が一時的のもので見るから、収用を建前とせないので、できるだけ使用を建前とすると、こうなつておりますが、そういたしまして要するに使用権をとるということになるのであります。それにしてもそのつた使用権は、一時的にとつたものであつて、永久にとらないものだという建前じやないかと思ひます。この点将来に重大な問題があると思いますので、まずこれを明瞭にしたいと思ひます。

○根道政府委員 その点につきまして、鍛冶委員の御説のごとく、一時的に使うのであります。政府といたしましては、必要なくなりませすれば、できるだけすみやかに返すという考え方を持つておる次第であります。

○鍛冶委員 所有者と使用者と同一人である場合は、元へもどるのだから問題はありません。ところが所有者と使用者と異なる場合に、一時的のものであるとするれば、原状回復といふことは、元の使用者に返す考えなのか、それとも使用者をなくしてやられるという考えなのか、これは重大なことだと思ひますので、どういふ建前をもつてやられるか承りたいと思ひます。

○根道政府委員 政府といたしましては、使用権を抹殺して軍に提供するというような考え方はいたしておりません。

○鍛冶委員 そうしますと、ではどういふことでやられるかを承りたいのです。

○長岡政府委員 ただいま長官から申し上げました通り、使用権者があります場合に、手続をいたしましたしては、所有者なり使用権者と、契約によりまして十分に今は話をつけまして、解除になりましたときに、依然として使用権者が使つ場合もありましようし、あるいは場合によりましては使用権者がさういふことを欲しない場合もあるかと思ひます。期間が臨時と申しましたも、今日までの経過から見ますと見当がつかぬ、さういふことになりまますならば、十分話し合いをつけまして、そのときにはまた返すということにいたしますか、あるいはこの際ほかのものを借りなければならぬといううようなことがありまして、その使用権を消滅させるという場合も出て来ると思ひますけれども、このときには十分三者協議の上で、後日問題の起らないように措置いたしたい、かように考へておる次第であります。

○鍛冶委員 それではひとつ便宜上、収用といふか、強制的でない場合の任意のときから聞きましよう。さうすれば一番よくわかると思ひますが、賃借権者が所有権者があります。そのときに、あなた方が任意でその家を使用することをきめられるときには、所有者と話し合われるのですか、使用権者と話し合われるのですか。もつと具体的に申しますと、所有者とどういふ話をせられ、使用権者とどういふ話をせられるか、この具体例からいへば一番よくわかつて参るものと思ひます。

○長岡政府委員 使用権者のあります場合に、具体的問題といたしましては全然わからない場合もあるかと思ひますけれども、これは民法の規定の適用の問題、登記がしていないといつた

ような問題が起るかと思ひます。しかしわかつております限りは、使用権者にも話し、所有権者とも話し合いをつけて、満足な借り方をいたしたい、かように考へておる次第であります。

○鍛冶委員 そんなことじやないので。私の聞かんとするのは、もつと法律的に聞くのだが、それではこう聞きましよう。使用権者から又借りせられるのですか、それとも使用権者の権利をなくして、所有権者から借りられるのですか、これはどうですか。

○長岡政府委員 賃借権者がおります場合には、これは賃借権者と話しまして、又借りをするということになる方が多いと思つております。その際に、ただいま申し上げました通り、一応の所有者といたしまして、話をいたしておきませんと、後日問題が起ることがあるかもしれせんので、所有者に話すことは十分いたしますけれども、賃借権者がはつきりした権利を持つておりますなら、これから又借りをするという措置をとりたいと考へておる次第でございます。

○鍛冶委員 そうすると、これは今までも大体そういうやり方をやつておられますか。

○長岡政府委員 従来は御承知の通り、終戦直後いわばどさくさの間に軍がここを接収するという措置をとりまして、それを各都道府県なりが引継ぎまして、特調がその事務を引継ぎまして、所有者と賃貸契約をいたしております。おそらく私の記憶では、對抗要件を備えております賃借権者と契約をいたしたのがあるかもしれせんけれども、はつきり私はその点記憶いたしております。大体所有者と契約し

て、所有者に地代なりを払つておる次第であります。

○鍛冶委員 そこがたいへん重大なんやむを得ませんが、使用権者があるにもかかわらず、その使用権者を無視して、所有権者と直接契約せられるということになると、使用権を消滅させたことになる。今ないと言われるならよろしゅうございしますが、使用させるなら、それを消滅させるについていかなる補償をし、またいかなる手続をやつておられたか、これが重大な問題になつて来る。今までそれをおやりになつておらないのですか。

○根道政府委員 ただいま一つの例を思ひ出したのであります。ある建物がございます。その建物が一時たまたま政府所有の建物かのごときかつてうに見えたことがあつたのであります。そのために、御承知のごとく政府所有の建物等を提供いたします場合には、家賃の支払いはもちろんございせん。ところがこのとき賃借権があるのだという主張をして現われた者がございまして、結局その賃借権が現存するかどうかというところは、裁判の結果でないとわからぬ問題でございます。

これが裁判の結果、政府の所有だけではないに、実は賃借権が確立されておつたものだということがわかりましたために、その賃借権者にその家賃を払うというふうなことに相なつた事例がきめて最近にあつたのであります。

○鍛冶委員 現在の権利を——これは一時的のものですから、われ／＼として、やはり現在の権利をなくさないで、その間だけ一時停止をしておいてやる、もしくは又借りする、こういう

ことになれば一番問題ないと思われるので、そういう方針だということなら、またその前にも聞きますが、今後そういう方針でやられると承つておいてよろしゅうございしますか。

○長岡政府委員 先ほど申し上げました通り、そういう方針で行きたいと考へております。過去のものにつきましても、鍛冶委員も御承知の通り、これは非常な問題が残されておりますので……。

○上林山委員 できるだけ法務委員の方々に発言の機会が多い方がいいかと思つてございしますが、ただいま鍛冶委員と政府委員との質疑応答を聞いて、少し重大な問題が漠然として来たので、一言だけ関連質問をいたしますが、第一所有権が主であるという答弁をするかと思つと、今度は賃借権が主であるから、對抗要件を備わつておれば、それを主として今後もあるのだ、こういう御意見のようでありまして、そこに私は非常に矛盾を感じるわけでありまして、なるほど對抗要件を備へた賃借権であれば、一応賃借権の範囲内においては、御説の通りそれを対象としてやることもいいと思ひます。

が、使用の目的が所有権の範囲を侵す場合に、それでも賃借権を主として対象とするか。たとえば所有権の基本的な要素である使用、収益、処分の問題について、ほとんどそれに近いような被害を与える場合においても、純理論的に考へて、法の解釈としては、政府は相かわらず賃借権を主体としてやつて行くのであるかどうか。この点は非常に重大な問題でありますので、私はこの点を伺つておきたいと思ひます。

○長岡政府委員 御指摘のような場合に

におきましては、先ほど申し上げました通り、賃借権者の権利を無視することではできませんけれども、しかし場合によりましてはその際には所有者の権利を無視して、たとえばその土地の形質を変更するとか、従来の目的と非常な場合に侵襲するといふようなことに相なりますときには、これは所有者に十分の了解を得ません限りは、実行できません。そのときには、具体的の場合につきまして善処いたすのでありますけれども、やむなく賃借権者には権利を補償いたしましたとして、これを消滅させるという措置がとられる場合もあることはやむを得ない、かように考へておる次第であります。

○上林山委員 当然の賃借権の範囲内、もしくは賃借権を實際的に縮小して考へる場合というか、そういう場合においては、私は使用の目的がその範囲内であれば、おつしやるように第一次的には賃借権者を対象として交渉され、妥結を得るといふことがよいと思ひますが、何といつてもその基本である所有権に対して侵害を受けるような場合は、これは双方の了解を得た上で政府は契約を結んで行くべきものであつて、あるいはまた処分等を考へて行くべきものであると考へるものであります。これに違ひはないかどうか。今までの御答弁では、あいまいな点が非常にあつたように思ひますので、この際念を押しておきたいと思ひます。

○長岡政府委員 先ほど申し上げましたことが説明不十分であつたかもしれませんが、この点につきましては、た

だいま御指摘の通りの気持で先ほど申し上げた次第でございます。

○鍛冶委員 今私は任意契約の場合を申し述べましたが、今度は進んで強制的の場合を申し上げます。賃借権者と所有権者がありまして、両方ともがえんじなかつたら、そのときは両方に対してこの規定を適用して収用せられるものと思ひますが、一方ががえんじ、一方ががえんじなかつた場合はどうなさいますか。これは所有者の場合と賃借権者の場合と違ひますから、どういふ方法でおやりになりますか。

○長岡政府委員 その場合には、どうしても承諾を得られないものにつきましては、本法を適用いたしまして、強制使用なり収用するものやむを得ません。承諾を得られぬものにつきましては、任意契約を進みたい、かようになるべく強制をすることは避けたいという考へで、おる次第であります。

○鍛冶委員 どうもあなたの答へがびんと来ない。それじやごまかす割つて申しましやう。賃借権者は、よろしゅうございします。又借りをしていただきたい、こう言う。ところが所有者は、困ります。こう言つた場合に、賃借権を消滅して所有者から借りることにせられるのか、所有者に対して又借りを承諾させるという強制手段をとられるのか、そういうふうな答へてもらわないうのでは、そういうことはきまつたことでは、もつと具体的な法律論で答へてもらいたい。

○長岡政府委員 ただいま私が、なるべく強制力を用ひないようになつたと申し上げましたことは、賃借権者にいたしましては、所有者にいたしましては、

同意を得られた相手方に対しては強制力を行使いたくない、こういう意味を申し上げた次第であります。御指摘のような場合におきましては、所有者に又借り権を要求いたしました、そのまゝ賃借権者が承諾いたしました場合には、そういう場合も起るかと思ひますが、こういうごまかひ適用の問題になりますと、この法律を適用いたします際、率直に申し上げますれば、これは法務府とも十分打合せまして、最も妥当な解釈によりたいと思つたのであります、その個々の場合につきまして、

ただいま申し上げましたような一律に使用権を消滅させるか、あるいは所有権を消滅させるかという方法をとり、各使用権者なり土地所有者の意思を尊重して措置をいたしたい、かように考へております。

○**鐵治委員** もちろん當つてみればそれの場合が出て来ましようが、私の言うことは、でき得るものなら現状の権利を変更させないで、でき得るだけ現状の権利をそのまましておいて一時駐留軍に使つてもらふ、そのかわり駐留軍が行つたらまた元へもどすんだ、こういう建前をやるようにすべての点でやつてもらふのが最もいいんじやないかと思ひますから、そこで私は聞くのですが、これはおそらく御異議はなからうと思ひます。ところがそんなると、どうも今まであなた方というと語弊があるかもしれぬが、取扱つてゐる人の事実を聞いてみますと、先ほどもお話があつたように、終戦直後のごたごたであつたから、どさくさであつたと言われるが、そのどさくさでやられることをわれわれ一番恐れるというか、憂えるわけなんだ。今私が質問するようなことで一つ一つにやら

ればおそらくそういうことは少かつたらうと思つたが、現在いわゆるどさくさでやつたがために、たいへんな問題が多々起つておらうと思ひますが、その点はどうかと思ひます。

○**長岡政府委員** 実は特調がこの事務を引継ぎましてから土地なり家を接収いたしました場合に、強制的と申しましたか、無理やりにそういう権利者の権利を消滅させたというような場合は私の記憶ではございませぬ。二十二年に引継ぎましてから、いろいろな点を考へまして相当話し合ひをつけておりますが、一番問題になつておりますのは、先ほど申し上げました通り、これは口実を設けて逃げる意味では毛頭ございませぬが、進駐軍が上つて参りまして土地なり家を使う。その当時は御承知の通りにならうなごまかひなごまかひからぬ、ただとられてもしかたがないといつたやうな状態のときに、軍と都道府県のものと一緒に参りましてこれを取用するといふことになりまして関係で、もちろんその際にすぐ御指摘のやうな事件を解決しておくべきであつた、使用権を解除していただくか、消滅させようとするかという措置が実はそのときにとらるべきものであつたとわれわれも考へるのです。残念ながらそのときにとらぬものだから、これが先般当建設委員会におきましても御質問がございました通り、この問題をどうするかという問題が残つてゐる。従いまし

てこの問題につきましても本法律案を提出いたしました際に、われわれも非常にどうしたら一番これが妥当であるか、この点について立案をいたしていただくのでございます。ところが過去予想外に長く接収いたされまして、法律秩

序がすでに現状において保たれておるということもございませぬので、なかなか本法に付屬してその規定を設けるという運びに至らなかつた。この問題につきましても、方法といたしましては、前の権利をもう一度生かすという方法をとるか、あるいはこれによつて損害を受けたものに対して金銭的な補償をするか、この問題が残つておる。

○**鐵治委員** もちろん今の私の質問は本法と切り離して考へべきものであります。しかしわれわれの一番この心配するのは、切り離すべき今の法律でも前と同じやうな考へ方でやられてはたいへんだと思つたから言ふのだ。そういう考へでないといふことは明白になりましたから、よろしゅうございませぬ。それから考へていくと、現状の権利をなるべくしばらく押えておいて、そして駐留軍に使わせるといふ考へ方であるとせられるならば、前においても進駐軍であつたといふもの、同様の考へ方をもつてやるのが至当であると思ひになりますか。全然今と考へが違つたと思ひになりますか。

○**長岡政府委員** ただいま申し上げます通り、その当時に現在と同じ考へをもつて進むべきものであつた。これは私も率直にそう思つたのであります。その際にいろいろな事情がありましたに

いたしましても、この措置がとられておらなかつたといふことは非常に残念な問題だと考へてゐる次第であります。

○**鐵治委員** しかれば今あなた方は過去のことはありますが、現在携わつておられるのであるからその考へ方であれば、できるだけあなたの方の力でやはり元のものは進駐軍といへども押えておつたのだから元へもどれば返してやろうというやり方をしたいと思ひになりますか、これはどうしますか。

○**長岡政府委員** 先ほども申し上げます通り、率直に申し上げますならばわれわれはそういうふうな考へを持ちまして話を進めました。ただここで十分考慮いたさなければなりません問題、数年間そのまま法律秩序が一応保たれてゐるといふ問題がございませぬ、所有者がその間に転売をする、そのうすると第三者にその権利が渡つてゐる、これがまた混淆して来る。そこで輕率にこの権利を復活させるという措置をとりましますならば、また法律秩序が乱れるといふ問題もありません。従いましてこれはそういう生かす別途の方法によつて補償すべきだといふ議論も出て来るのであります。従いまして本法にその規定を設けなかつたのであります、先般の委員会でも申し上げました通り、この問題の解決方につきましても各方面とも十分協議いたしました。最善の努力をいたした

というが、そこに重大なる問題がある。決して保たれておりませぬ。泣寝入りしてゐるのです。そこでもどつて来たから、泣寝入りしておつた者は元へもどしてくれといふのはあたりまです。その点に対して困難のあることは十分察せられますが、でき得るならばそうしてやろうと考へられるのが当然だと思つた。そこでこれはあなたの方ではできぬことでありませぬ、幸い、関係各庁と御協議の上で、できるだけの善処をお願いしたいのですが、幸い、所管國務大臣がおいでになつておりますから、これは國務大臣としてこの点について政府部内をよく御協議の上で何とか方針を立てられるお考へはございませぬですか。

○**岡野國務大臣** お答え申し上げますが、先刻来より、そういうことを心配いたしました。話し合ひが出ておりますが、まだ結論を得ません。よゝな次第であります。

○**鐵治委員** 今私はとつさにそういうことをどこまでもつた込んでみたところでは、どうもありません。早いうち所管大臣なり、所管庁の間で御協議の上で当委員会に御返答を願ひたいと思つて、それに対する質問はきよはるこの程度にします。

次に法案を見ましたが、ここでは土地等を駐留軍の用に供することが適正かつ合理的であるかといふやうな認定に対して、特例を規定いたしました書面でありませぬ。この法案をまだ全部読んでいませぬが、読んでいただくと、内閣総理大臣に申請書を出す、内閣総理大臣は學識経験者の意見を求め、やう、こういうことが書いてあります、まさか内閣総理大臣みずからそう

ということが出来るはずはないので、これに対する具体的機関はどういうものがあるのかちよつとわからぬのです。どういふもので認定されるのか。

○長岡政府委員 具体的の機関といたしましては、現在あります不動産審議会、これは中央不動産審議会と、各局別に不動産審議会というものが設けてございます。この機関は、今日までも協議して参つたのでありますが、十分活用したいと考えておる次第でございます。

○鍛冶委員 不服の申立てのときには中央不動産審議会の意見を聞く、これも意見を聞くとなつておりますが、認定の場合にはそういう規定がないのです。ただ単に内閣総理大臣がこれをやるよになつておるのですが、その点の規定がなくともよろしいのですか。

○長岡政府委員 第六条で、関係行政機関の長及び学識経験者有する者の意見を求めることになつておりますが、もちろんこの場合においては六条に表われておりませんが、中央審議会の意見も聴取することにいたしましたと考えております。

○鍛冶委員 土地収用法なら収用審査会というものがあつたから、やはりそれと同じようなものを設けらるべきものと思ひますが、設けられないのもりなんですか。

○長岡政府委員 認定の場合には、ただいま申し上げました通りに、各関係庁なり、学識経験のある者などから意見を聞くことになつておりますが、これは土地収用の委員会の通りにはやりませんので、認定の問題につきましては非常に急ぐ関係もございまして、合

同委員会その他でも議論のあるものでございまして、この場合におきましては、土地収用委員会そのものによらずに、特例を設けて措置した次第でございます。

○鍛冶委員 内閣総理大臣みずからがやれるわけではないから、総理府に何かそういう機関ができるでしょうか。その内容をお聞きしたい。

○沼尻説明員 土地収用法の場合には、建設大臣が学識経験ある者の意見を聞いて事業の認定を行うということになつておりますが、この法律ではやはり土地収用法二十二条に該当するものとして、内閣総理大臣が学識経験を有する者の意見を聞くということに規定いたしました次第であります。

○鍛冶委員 私の聞くのは、内閣総理大臣が直接意見を聞いたりそんなことをやるものではないでしょうか。何か事務局とか、どういふ構想を持つてゐるかということですか。

○長岡政府委員 この場合、意見を聞くのはもちろん中央審議会でありまして、構想といつたしましては、お説の通り総理大臣がみずからやるというのではなく、特調長官が委任を受けるということである事務を持つて行きたい、かように考えておる次第であります。

○鍛冶委員 もつと意見を固めておいてもらわなければ、何かやるでしょうではなはだ困る。もう少し具体的に聞かしてもらいたい。

○根道政府委員 ただいまの説明があまりこまかくなつたのでかえつてまごついたらうと思ひます。現在も調達庁におきましては、中央不動産審議会という法律上設置された諮問機関がございまして、これが現在調達庁長官の諮問機関と相なつております。その委員会は、民間の学識経験者多数を網羅して構成してらつておるのであります。この新しい法律案におきましての構想は、その委員会にこの事務を扱います最高級の総理大臣の諮問機関たる性格もあわせて与えることにいたしておるわけでありまして、

○鍛冶委員 私の聞いておりますのは中央調達不動産審議会の意見を聞かなければならないと十二条の場合には書いてある。ところが六条から八条までにはそういうものがないのです。そこでは私にふしぎに思つた。これは何かなくてはできぬはずだと思つた。

○長岡政府委員 第六条の場合の学識経験者云々という意味は、ただいま長官が申し上げました通りに、不動産審議会をもちろん活用するのであります。これがばかりでなく広く意見を徴する道を開いた次第でございます。

○鍛冶委員 もう少し具体的に意見をまとめてもう一ぺん聞かしていただきましょう。十二条のときにはやると書いておいて、ここにはそういうものがないので、これはもう少しあなたの方で今後の構想がまとまつたら聞かしてもらふことにいたします。

その次は、これは前から法務委員会でやかましく言つておつたわけですが、返還の場合の原状回復の点であります。なるほど原状回復をすることを原則とするが、原状に復することなどは困難な場合もしくは不可能の場合には補償するよりほかにないということになつておる。これは当然のことと存じますけれども、例の行政協定の

の四条でしたか、あれとの関係ですが、あれは日本政府と駐留軍との間だけであつて、日本政府と国民との間においては原状回復をする義務があるということと原則としてやられるものがある、かように承つておいてよろしゅうございませうね。

○長岡政府委員 御指摘の通りでございます。

○鍛冶委員 そこで原状回復の点であります。ここにこう書いてある、建物の返還に際し、建物使用中その改良のため有益費が費されたことにより、その建物の所有者等に利得を生じているときは利得の存する限度において利得金を国に納付させる。この考え方が正しいとすると、この間もあなた方の説明を聞くと、利得金があればそれを差し引いて原状回復をやると言われるのですが、これは納付させるということと違つたのですか。やはりあなた方も利得金があれば差し引く。かりに十萬円の損害があつたとすると、利得金が五萬円あつたとすれば五萬円だけ返すというお考えでございませうか。

○長岡政府委員 御指摘の通りでございます。損失が起つておるか、利得が起つておるかということと算定いたしました、もしも利得が起つておるといふならばと意味でございませう。

○鍛冶委員 そこで問題が起る。かりにシヤンデリアのようなものがくつておつたとする、なるほど考え方によつては利得でしよう。それでこれは利得だから差し引いてやるという場合、私はかようなものはいらないのだ、持つて行つてもらいたいと言つたらどうしますか。

○長岡政府委員 その点につきましては、先般も御説明申し上げたのですが、有益費と申しますか、価値増と申しましても、事実上価値増と見られぬものがあります。よく話の出ます床の間が洋服ダンスになつたり、はなはだしきに至りましては便所になつたり、これがいかに金をかけて有益費のごとく見られるのであります。けれども、有益費であるかどうかという場合には、実情を見て十分考慮いたしませんと、金をかけてかえつて事実上は価値減になつてゐるものがある。従来ともこの点につきましては十分留意いたしまして、価値増に見ない処置をとつておるのであります。ここにかような規定を設けましたということは、著しい場合があるからであります。たとえば焼けビルの非常に手をかけて住めるようにいたしましたして、これを原状回復で返せばいいのだと申しましたところで、焼けビルにもどすことは意味がございませぬから、かような場合には金を徴収する。しかも自分が好き好んでやつてもらつたのでもないのに一ぺんに徴収されるというところは困るから分納させることにする。こういうことでございませぬ。この価値増の点につきましては、これは手かげんの加えるという意味でもございませぬので、従来とも十分心して処置をいたしておりましたが、今後ともその点は同じ心構えで進んで行きたいと思ひております。

○鍛冶委員 なるほどそれは今言われる通りです。焼けビルを直せば、それを元にもどせと言われても非常識な請求だからやらないが、こういう場合が問題になつて来る。たとえばそこにシヤンデリアがつけてある。お前のところにはこれはなかつたが、こんなりつ

ばなものがついていないかと言
うと、一方では、私のところはこんな
ものはいらないのだ、持つて行つても
らいたいと言、そういうような場合
にはこれはどうしますか。

○長岡政府委員 取除かなければなら
ぬ場合があると思ひます。価値増とし
て請求できぬ場合があると思ひます。

○鍛冶委員 私の申し上げたいのは、
これは常識上当然あつた方がいいとい
うものを、無理に持つて行けというこ
とは無理な話ですが、そうでなく、本
人がこんなものはあつてもなくてもい
いという場合に、あるじやないかとい
うことで要求せられることはなはだ
問題が起りますから言、それら
の点は今後十分気をつけてやつてい
たくようにお願いしたいと思ひます。

そこで今度は、これらの点について
話ができなかつたならば、これも内閣
総理大臣に不服の申立てをすることが
できるということになつておられます
が、内閣総理大臣の決定に対して不服
があつた場合はどういう方法をとるこ
とになりますか。

○長岡政府委員 話合いがつかぬとい
う場合は、結局訴訟にまで話が進展す
る場合があると思ひます。

○鍛冶委員 これは十二条の問題だと思
ひますが、これによりますと、内閣
総理大臣は中央調達不動産審議会の意
見を聞いて裁決をすると思ひます。こ
うなつておられますと、その裁決に不服があ
れば訴訟をやるといふことは、これは
書いてなくても当然できるというお考
えでありますね。

○長岡政府委員 御指摘の通りでござ
います。

○松本委員 加藤充君。

○加藤(充)委員 まず岡野さんに確
めておきたい。これは行政協定第三
条との関連についてであります。直接
調達の場合はどうなるのか。それはそ
れなりに当然だから規定がないとい
うことに相なるのは、行政協定第三
条に基いて権利、権力、権能を与えら
れた米軍の直接調達、この場合にして
は本法案の内容とする保護のなせめて
もの規定は全部無意味になつてしま
うと思ひますが、その点はどうい
う関係にあるのか、お尋ねしたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げま
す。直接調達というものはわれわれは
予想しておりません。大体これで全部
日本政府がタッチしてやるということ
に考へておられます。

○加藤(充)委員 権利、権力、権能を
全面的に掌握した米軍のことでありま
すから、大臣の予想するといふこと
にかかわらず、そのオールマイティ的
な権能の履行は協定上当然に考へられ
るわけでありませう。従ひまして今の
大臣の予想であるならば、行政協定
の第三條の執行の方法について米軍と
の間でさういふことを予想しなくとも
いいだけのとりきめがあつたかどう
か。もしないとして、ただ予想しな
いというのであるならば不見識きわ
まらぬ、さういふことになりませう、
どうですか。

○岡野國務大臣 オールマイティとい
う仰せでございませうが、これは占領
軍として敗戦国が応対したときのこと
が互いに頭に残つておるわけござ
います。しかし御承知の通りに独立した
国家でありまして、その独立した国家
に駐留しておる米軍、それに対しては
日本の国が相對等の立場においてやる

ことになつておるわけでございますか
ら、むろん占領軍が徹底的のことをや
る、さういふことは絶対に許されな
いことではない。予想と申しましたが、さ
ういふことはいいはせいでございませ
う。

○加藤(充)委員 行政協定の具体的
内容、とりわけ特調関係におきまして
は、第三條などが前面に出て参る。そ
の第三條を見まして、對等の独立国に
なつたのだからさういふ占領軍の
下のような事態はない、行政協定によ
つてもさういふことはあり得ないの
だといふような考へ方は、この行政協
定の内容を徹底的に読み、かつ検討した
ものにとつては、おめでたすぎるか、
さういふ考へは對等の條約である、あ
るいは講和発効後においては独立が回復
されるのだと宣伝をかねてして来た手
前、さういふ考へを得ない。大臣のお
話のさういふ考へは、一つもこの
行政協定には書いてないといふことは
理解し、だからこれは重大なことであ
る。さういふ行政協定といふような
ものを具体的な内容にした日米間の諸
條約といふものは、日本に独立を回復
したことも、保障したこともない
とわれわれが主張しているゆゑんであ
ります。論争になりますから、それ以
上のことはここでは預かりませう、第
二点に、行政協定第三條に基きませ
うと、米軍の施設区域においてはもち
ろ、隣接する土地、領水、空間にお
いてもまた同様であり、さらに私ども
がここでお尋ねしたいと思ふのは、そ
らの区域施設の近傍において、先ほ
ど質問している諸点について権利、
権力、権能を持つた米軍の直接調達と

いふようなことが考へられるのであり
ます。ここでお尋ねしますのは、近傍
といふことはどういふところが近傍と
いふのか、この解釈がはつきりいた
しませんと、かつてなところにかつて
な物件、さういふようなものを調達
の対象にされる、使用もしくは取用の
象にされる危険が出て来るわけであり
ます。まづ不安の上なしといふ
状態になります。ここで区域もし
くは施設の近傍といふのは大体どう
いふことを具体的に言うのか、その
承りたい。なぜならば、横田の基地
がある、そこに米軍の軍人、軍属並
にその家族等が手前の都合のいい
なところに住居を構へ、一例を申し
上げますならば、箱根の山の上の温泉
近くに居宅を構へるといふような
ことになつて、その居宅の接取とい
ふことが起り得るのでありませう。
横田の近傍といふ概念の中は、
また横田の近傍といふ概念の中には、
箱根が当然に入らないといふような
解釈が成り立つのか、その点を確か
めたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げま
す。近傍がどのくらいの範囲になるか
といふことはいろいろ問題もありま
す。これはひとつ所管大臣からは
つきりした御答弁を申し上げた方が
よろしいと思ひます。私はただいま
のうちに接取するといふような御言葉
もありましたけれども、今後は昔のよ
うな接取の觀念で行くのではなくて、
やはり向うと對等に交渉して提供す
る、さういふことではございませう
から、この不動態の取用といふ問題
は、かわりがないと考へておられます。

○加藤(充)委員 私は岡野さんが所
管大臣だと思つておりましたけれども、
少くともこの行政協定の具体的な現
在を担當されるのは岡野さんだと思
ひます。岡野さんがこの具体的な規
定において、近傍といふのはどうい
うものであるかといふことがおわかり
にならなくて、また岡野大臣とやらに
所管大臣の説明の職責をたらいまわし
にされるのは、不見識もなはだしい
ものだと思ひますが、その点もう一
回だめ押しに近傍といふかなるもの
か承りたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げま
す。近傍とは読んで字のごとく近傍
でございます。しかしこの特別調達
に對しては、さういふ土地とか建物に
對して借りるとかこれを提供するとい
ふことは近傍であらうが、近傍の定義
をここでつきりしなければこの法律
はわからぬといふものじやなからう
と思ひます。

○加藤(充)委員 第三條には、先ほ
ど指摘しましたように、施設及び区
域の内外部あるいは隣接する土地、
空間、またはその区域施設の近傍とい
う三つの場合が書いてあるものであ
ります。だからわれわれはこの区域
施設といふのは日本国中にかつてに
つくれるのか、逆に言うならば、日
本国中が区域施設として米軍の基
地にされても、かたがたないのか、
さういふことにならば、その隣接す
るとか、または近傍といふもの
の規定の仕方といふものが、無
意義になつてしまふのであつて、
さういふ規定が、それは規定の
しがいがないのであつて、結局日
本国中区域並びに施設としてや
れると同じ

だ。近傍というものが別に区別がないという事になると、ゆゆしき大事だと思ふのです。その点が、このたびの取用、使用の法案の検討について、あるいは法案が法律になりまして、具体的に発動します場合についての、国民の関心事の重大なところだと私は思ふのでありまして、今の大臣のような解釈と答弁では、これはせめてもの、謙和あるいは謙和の発効ということに淡い期待を持たせて来た政府としては、無責任きわまる、こう思ふのです

○根道政府委員 たいだいま岡野大臣が御答弁になりましたのは、近傍という言葉と、現在提案されております法案とは、直接の関係がないということをおししたのだと思ふます。私も同様に考へております。今言われました行政協定の中における文言は、事務的に考へましても、この法案には直接の関係は一応ないよう考へております。それからもう一つ申し上げたいのは、この日本全国が接収の対象になるという点が御懸念のように思われるのでありますが、これは政府が駐留軍の必要にこたへまして、土地等を提供いたします場合、これはまず第一的に将来の合同委員会において、話し合ひが進められて、軍が駐留のために必要であるという意見を、日本側においてもこれをもつともとして、これは応じなければならぬというふうな事実上の具体的な話合ひが出た上で、話が進みます。近傍であるかないかの問題は、私はまるきり考へが違ふのじやないかと思つて、ちよつと理解が届かぬのであります。

○加藤(充)委員 それじやあなたは本法

法案の名前に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案という名前をつけられては、こゝういふこと自体がべらぼうなもので、それじや米軍のためにする土地等の使用等に関する特別措置法案でいいと思ふ。この土地等の使用等に関する特別措置法案というものは、あと私は具体的に各箇条について、憲法の保障する日本人の財産権といふものとの関連について、質疑を続けたいと思ひます。それでこの質疑の結果明らかになることだと思ふのです。こゝういふような財産権の侵害あるいは蹂躪になるような、土地等の使用あるいは取用等に関する手続なども、行政協定に根拠を有するから、問題があつて、特別の立法の措置も政府は必要だと考へておられるわけでありませう。また「安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う」という限定がないならば、何ら特別な土地等の使用などに関する特別立法を必要としないわけでありませう。政府の答弁のようなことであるならば、われわれはまた考へを新たにしまして、別個の条件と角度を附加して、この検討をしなければならぬと思ふが、それでいいのですか。

○長岡政府委員 問題は、行政協定の三条に基きまして直接アメリカがどこでもかかつて使う、こゝういふことが起るのではないかという御懸念から、問題が出發しておられるのであります。が、もちろん第三条に、いふ／＼な権利、権力、権能といふことが規定いたしてござりますが、われわれ／＼としたまはしては、これに基きましてアメリカが直接その土地なり家を取上げてしま

うといふことではないのであります。この権能の結果、土地とか家がいろいろことに相なりませうならば、これは第二条に規定いたしてあります合同委員会にかけて、これを提供する話合ひがつくものと思ふのであります。従いましてこのときに、土地なり家なりを提供することが適正かつ合理的だといふ判断がつきましますならば、たゞいま提出いたしてあります法律によつて措置する、こゝういふ意味にわれわれ／＼解釈いたしておる次第でござります。

○加藤(充)委員 その権利、権力、権能といふことの内容について私は言いませんが、権利、権力、権能を持つた米軍のこの力といふものは、区域及び施設の内部、あるいはそれに隣接する土地、領水、空間、こゝういふところと同時に、その施設及び区域の近傍といふことの範囲内にその力が振られるのである。逆に言うならば、それ以外のところにおいては権利、権力、権能といふものを米軍といへども持つていない。こゝういふのが行政協定第三条の建前である。しかるに今のお話のようなことになりませうと、隣接する土地であるとか、あるいは近傍における云々とかいふような、行政協定第三条のまことしやかなこまかな規定は、全部ないにひとしいものであつて、日本国中全部必要とあつたらお使ひ遊ばされてもいたし方ありませんという、まるで負け犬が尾つぽをまたの間にはさんでしまつたやうな、ふがいないことになつてしまつて、行政協定第三条の規定は無意味になり、国民を瞞着したことになる。こゝういふことを私は考へるのであります。ですからこの行政協定第三条に一番はつきりしない近傍といふも

のは何だ、アメリカのこの権利、権力、権能を制約する地域的な条件といふものは、一にかかつてこの近傍といふことになつて来る。近傍といふものが意味がないといふことになるならば、日本国中かつて使つてもいいといふ権利、権力、権能になるから、近傍とは何だ、具体的に言つてみる、こゝういふ質問をするのであります。

○長岡政府委員 たいだいま私の申し上げましたのは、第三条では、近傍でいろいろな権利を持つておりますが、しからば具体的の場合に近傍がどこまでであるかといふことは、これは問題が起きましたときに具体的に決定されるものと思ふのであります。本法との関係におきましては、たゞいま申し上げました通り、たとえば一つの地域をすでに駐留軍が使用しております場合に、その施設の利用のために、さらにその地方の土地なり建物が必要になつて来る、こゝういふことになりましたならば、別に本法に規定いたしてありますような手続をとつて、合同委員会にかけました上で、それが合理的なものであるかといふ判断に立ちました場合に、先ほど来申し上げております隨意契約なり、本法を適用して取用するといふ問題が、新たに起つて来る問題でありまして、われわれ／＼いたしましては、第三条に基いて直接土地をかつてに取上げるというのではないものと、かような直接日本国中どこでもかかつて使つてさしつかえないのだといふことに相なりませうならば、これは、安全保障条約なり行政協定を結んだ根本の趣旨が没却されることになりませう。さよふな意味ではなくて、三条に基きませうな権利に基いて、さらに土地なり建物を

要求する場合があるかもしれない、この場合には、もちろん日本側がこれを提供することになるのであります。合同委員会にかけらるなりそれ／＼の措置をとつて決定されるべきものだと、かように考へておる次第であります。

○加藤(充)委員 三条々々で、三条がすぎで、問題の中心になりましたから、本法案の三条についてさつそくお尋ねいたします。「駐留軍の用に供する土地等を必要とする場合において、その土地等を駐留軍の用に供することが適正かつ合理的であるときは、これを法律の定めるところにより、これを使用し、又は取用することができ

る。」といふことで、そこでお尋ねいたしますが、適正かつ合理的といふのは、一体どういふことを具体的に言うのか、近傍でないものを、あそこもほしいといふようなことになつたときに、それは近傍でござんせぬといふやうな場合も、適正かつ合理的でない場合になるのではないかと思ふのであります。この第三条の規定は、第七条の三項にも関係がござりまして、こゝういふやうな適正かつ合理的でないやうな場合には、拒否ができる。そしてまた要領があつても、使用または取用することとはできないのだといふことが言われなければならぬと思ふのであります。また第三条等々は、そういう余地があたかもあるやうな体裁を巧みにとつておられるのであります。それで

お尋ねするのですが、適正かつ合理的といふやうなことが、今言つたやうな御答弁の趣旨によれば、何が何だかさつぱりわからなければ、一切合財が適正かつ合理的である、向うの必要だと

要求する場合があるかもしれない、この場合には、もちろん日本側がこれを提供することになるのであります。合同委員会にかけらるなりそれ／＼の措置をとつて決定されるべきものだと、かように考へておる次第であります。

○加藤(充)委員 三条々々で、三条がすぎで、問題の中心になりましたから、本法案の三条についてさつそくお尋ねいたします。「駐留軍の用に供する土地等を必要とする場合において、その土地等を駐留軍の用に供することが適正かつ合理的であるときは、これを法律の定めるところにより、これを使用し、又は取用することができ

いう、最高司令官あるいは軍当局の意思表示があるならば、一切合財が適正かつ合理的なものとなつて、結局日本国民の粒々辛苦の財産というふうなもの、米軍の意思いかんによつて、これは収用または使用されなければならなくなると思つて、適正かつ合理的という本法案の第三条の具体的な内容を承りたい。承らなければ、日本国民としては安心ができない、こう思ひます。

○長岡政府委員 この点につきまして、先日池田さんの御質問にもお答えいたしましたのであります。どの土地を、どの建物を使うということは、実は現に予備作業班で作業いたしており、引續きまして、合同委員会で決定されるのであります。合同委員会の話がつきます場合には、そのときには、日本側から十分その土地を軍で使わざるを得ないことが適当であるかどうかというところはきめられるのであります。規定の建前としたしては、かような合同委員会が一応これを使うということをやめて、あるいは強制力を用いてやるか、あるいは随契でやるかということまで、きめるのはございませぬから、特調の局長がそれを扱いますときに、強制力まで用いてやるか、ここに書きました適正かつ合理的、これは砕いて申しますならば、だれが見ても一応納得の行く、日本防衛という意味から、駐留軍がそこに駐留いたしました、そのためにはその土地なり建物があるであろうということが納得の行く場合に提供する。こういう建前にいたしましたのであります、そのときに強制力まで用いてやるか、これは是るか

でないというふうなことが起りますならば、さらにまたこれは合同委員会にまかして、協議を進めて行かなければならぬ場合がある、かように考えておる次第であります。

○田中(憲)委員 関連です。先ほど加藤委員からの質問に対して、大臣並びに他の政府委員からの御答弁を聞いておりますと、近傍ということの本法案には関係はないということのようです。そこでこういうふうな解釈をしてよろしいことになりませんか。近傍であるというが、全面的にどこにでも駐留軍が必要とする場合には、本法案によつて使用や収用をしなければならぬ、もちろん手続によつて拒否もできましようけれども、ともかくも一応本法案の問題になる、地域的には問題ではないというふうな解釈してよろしいかということ、それが一つ。

それから行政協定の第三条に近傍、隣接区域ということが書いてあるが、そういうことに関連なしにこの法案が出されたということであるならば、これは行政協定なりあるいは安保条約なりのどういふ簡条に根拠を置いてこの法案が立案されたのであるかということ、この二つをお尋ねしておきたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。私の考えといたしましては、まずどこなところを駐留軍に使わせるかという問題と、そういうことがきまらないう場合に、調達庁としまして、これをどう取扱うかということ、この二つの問題だと思ひます。そこでお説のようにどこでも駐留軍に使わせていいかというふうなことが出て来るかどうかというふうなお話でございしましたが、これはやはりほんとうにアメリカ軍が

日本に駐留するには、どのくらいのところのどのくらいのものをお願いしたいかということが両国で合致しまして、合同委員会での辺に置く、置かしてもらいたい、こういうことを話合ひがございまして、初めて今度これを調達庁が調達して提供するということがなりましたから、専断の問題としまして、われわれといたしましては、あまり多くあちらこちらに駐留軍が散在するということはおもしろくない、こう考へておりますから、できるだけ集約しておつてもらいたい、できるだけ範囲を狭くしておつてもらいたい、こういう希望で合同委員会に臨んでおるはずでございます。でございますから、そう広汎には、どこへでも日本の土地建物を提供するというにはならぬはずでございます。

それから第二の御質問の点は、仰せの通りとわれわれ考へております。

○田中(憲)委員 行政協定の第三条で、
○岡野國務大臣 第三条です。
○田中(憲)委員 そうなりますと、たいへんおかしなことになるのですよ。というのは、駐留軍の必要とする施設、区域はこれは合同委員会によつてあちこちで定められましよう。これも全国的にきめられるかもしれませぬ。ところが今大臣の御答弁の中に、第二番目の問題として、合同委員会がきめた区域や施設の外に、これに関連してやはり必要な収用がなされなければならぬことになるだろう、これも全国的に広がるようなことにならないように希望するといふ……第二番目の問題の近傍、隣接区域ということとは当然問題になつて来ると思ふ。そこで加藤委員

員は一体近傍と言ふけれども、どの範囲のことを言ふのであるか、横田基地に名を借りて箱根の山をどん／＼いろいろの名目で収用、使用を要求されたのじや困るじやないか、という国民の切実な気持を代表してお尋ねしておるわけですから、そのときに大臣の答弁は、近傍という問題は本法案には関係ありません、こう来た。そこで私は再質問してはるわけです。

○岡野國務大臣 詳しくは事務当局から答弁いたさせます。

○長岡政府委員 どの規定に基いてこの法律案を提出したか、こういう御質問でございますが、主たるものは、行政協定の二条に「安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域の使用を許すことに同意する。」これによりまして施設、区域を提供する義務が政府にございしますので、これを履行いたしますために、この法律案を提出いたしましたのでございます。先ほど申し上げましたのは、これに基きまして使用いたしております土地建物の附近におきまして、あるいは第三条の關係でさらに土地とか、建物が必要だといふ問題が起るかもしれぬ、そのときには依然として問題は二条に返りまして、これをさらに提供しなければならぬかどうかという問題は、検討した上で提供するつもりでございます。かような意味をもつて申し上げた次第でございます。

来ますか、横田基地に勤める上級将校から、どうしても箱根に邸宅がほしいという要求が出たとします。そこで強羅ホテルなら強羅ホテルを接収する。接収という言葉がいやなら、一時使用したいということになりますね。その場合に強羅ホテルをどういうふうにするか、せぬか、それを許すべきかどうかというのを判定するのは、やはり合同委員会がやつて、それに基いて調達事務だけをこの規定でお宅の方でなさるのかということですか。

○長岡政府委員 たいだいまお示しくたさいました例のごとく、横田基地に通う軍人が箱根の山に住宅を持つ、こういうことは本法案に規定いたしており、適正かつ合理的だといふことはできないと思ひますので、かような場合には、これは使用なり収用はできないのでございませぬ……

○田中(憲)委員 だれが判断するかというのですよ、合同委員会ですか。
○長岡政府委員 それは先ほど申し上げましたように、おそらく適正で合理的だといふことは合同委員会の判断と政府の判断というものは一致すると思ひますけれども、本法案に規定しておりますのは、先ほど申し上げました通り、さらに翻つてもう一度検討いたしまして、本法案によつて強制力まで用いてやるかどうかということ、内閣総理大臣において認定を受ける。その場合にかりにたゞいまの設例のごとく、横田基地に勤める人間の住所を箱根の山に設けるといふことが出ましても、これは政府といたしまして適正、合理的でないという判断に立ちますならば、これは合同委員会に対して是正方を申入れる措置をとらなければなら

ぬ、かように考えておるのでございませぬ。

○加藤(充)委員 第三条の規定を正面から解釈しますと、駐留軍の意思表示であつても、適正かつ合理的でない場合があるということ前提にしなければ意味のない規定だと思ひます。そこでお尋ねするのですが、今は地域的な点が、その範圍が、近傍とは何ぞやという質疑の形で出されたのでありませぬ。私はこの次には適正かつ合理的という判断の内容の中に次のようなものが入入れられなければならないと思ひます。すなわちその防空や防衛のためであるならば、日本人は野宿しても、あるいは生活の基礎を失つても、そうしてそのために流浪的な形になり果しても、そういう場合に、適正かつ合理的であるという、日本人らしい、日本人の利益というものを前面に押し出した判断の余地が自主的に許されていなければ、これはまさしく東条時代に、軍のためには国民一般に対してすべての奉仕を要請し、あるいはあの当時中国に侵略して行つた旧日本軍が、中国の人々に対して仕向けた強請と何らかわりがなくなるではないか、対等というのであるならば、その点について自主的なものが容認されなければならぬと思ひますが、その点はどういうことになるか。

第二点としましてはそういう場合においてもいきなり強制的な内容を持つた本法案の手續に訴えるのではなしに、まあ、この話し合いでやるのだから心配はいらないというふうなお話ですが、強制的な権限の行使、発動をこの法案でできません。そういったしますと、

まあ、この話し合いは結局強制権力の執行で、事実上は許諾されますから、まああの話し合いは存立並びに成立の余地が全然なくなつたにひとしいと思ひます。もう少し明確なお確かめをしておきたいと思ひます。

○根道政府委員 ただいま軍が駐留のために必要とする要求が度を越えておる場合かどうかという第一点の御質問でございますが、もちろん日本御府といたしましては、日本国の利益を先に考へるのが当然でございませぬ。もちろん国民の利益を考へる点は当然でございませぬ。そのためにこそ合同委員会においても日本が完全な独立自主の国として対等に対応する必要があるのだと思ひます。その際にたとえ日本全国国民を流浪の民にするような、あるいはそこに至らぬでも、そういうような印象を与えるような日本不動産の提供というものは、私は決して行はるべきものではないと思ひます。そのときには私は日本国民というものは存在せぬも同様であると思ひます。そういうような場合は、現実問題といたしまして、事務を扱う私どもの目からも存在し得ないことだと予想してございませぬ。また強制云々という問題がございませぬ。強制はできるだけ避けたいのであります。不動産の提供、その提供に対する価格の補償というふうな問題につきましても、できるだけ納得すべく行くという建前をとることはもちろんであります。アメリカ側の要求があつたから、ただちに日本政府側においてこれを強制してまでやつてのけらぬということではございませぬで、こ

の場合には日本内部の事情をまず第一に取入れまして、合同委員会において日本政府の考へを十分に述べなければならぬのであります。しかしながら軍の駐留の必要上どうしても必要であるということも、その委員会において日本側としても納得しなければならぬような客観的な事象がございませぬ。それは同調しなければならぬと思ひます。しかしながら、いづれの場合におきましても、今言われましたように、非常に広い範圍のものが行われるというところは、私もどもどもいたしまして現在のところどうも想像いたし得ないような状態でありませぬ。○松本委員長 加藤君にお尋ねいたしますが、時間がたいへん遅れて参りましたから、なるべく重複を避けて御簡潔にお願ひいたします。

○加藤(充)委員 広い地域に全面的に土地等の取用または使用が行はれることは避けなければならぬ、そういう希望である。こう言われたのですが、私は現在演習地あるいはその他の必要のために、あるいは海面を漁場として生活の基礎にしている相当多数の人たちに対して、陸地の接収ないしは海面の接収が一方的に行はれてゐる事実をここに指摘しなければならぬと思ひます。こういう点が出て来るのであるならば、第三条に適正かつ合理的なときに限るといふようなことがあつても、この法案が全面的に通過いたします場合に、国民としては量的にも質的にも不安にならざるを得ない。またこの法案は、国民の不安を押し切つても米軍の防衛の利益のために土地その

他の物件の使用収益を供出しなければならぬ、こういう趣旨以外には解釈ができません。そういう趣旨以外には解釈ができません。その質問をしたわけでありませぬ。そこでお尋ねいたしますが、なるべく話し合いということですが、この法案の条文を見ますと、そういうような米軍の意思表示があつた場合において、調達局長も、また内閣総理大臣も、それら、遅滞なく認定の通知を出さなければならぬということなのであります。その間に自主的の話し合いの余地は、いわゆるノー・スピーキング的になつてはいないか。その点が一点と、もう一つは、取用等の認定の効力は、その通知が所有者その他の利害関係人に到達したときに発生するものと思ひます。そこでお尋ねいたしますが、日本人としては生活の基礎を失うというたいへんな問題が出て来る。それも権力で天くだりて押しつけて、得心が行かない。りくつばかりの得心でなしに、それ自体から見ると、これはどうも承諾しにくいというふうな場合が多々予想されると思ひます。その場合に刑事特別法の不法侵入罪あるいは不退去罪が働く時期はいつか。そうすれば権力で土地財産を取上げるばかりでなしに、そのすぐあとには今度日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法が通過の見込みで出されてお尋ねしけれども、こういうふうなことになると思つた踏ん切りがつかない。私はその点で今の点をお尋ねしたいのですが、遅滞なく通達しなければならぬ、その通達が出たときに、到達と同時に刑事

特別法等の罰則、制裁が働くことにならぬ。そうすれば先ほど来質疑の間に確かめられたような事柄が、実際上はへつぱりにもならないのでないか、こういうことをお尋ねしたい。

○根道政府委員 先刻来申し上げました通りに、米軍側において直接不動産等を調達するという場合はないわけでありませぬ。この法案の趣旨は、日本政府が条約上の義務に基づいて、またその結果の話し合いによりまして、駐留軍のために必要として提供するのは日本政府がみずから調達してこれを提供するものである。日本政府が明白に正当の手續をふんで調達する以前におきまして、駐留軍が気ままなことをするといふことは私は想像いたしてございませぬ。

○加藤(充)委員 どうも私が聞いたことについての答弁になつたやうなならないようなことなんでしょうが、表からは本法案は強制権力で取用する。そうしてその手續は、少くとも国内法的に法が規定してある面からいふと、きわめて迅速かつ容赦なしに行はれる。同時にその一片の通達で効力が発効する。発効すれば、先ほど指摘しました刑事特別法で、そのときからもう不退去罪あるいは不法侵入罪というものがあつて、国内の刑罰に比べて一段と苛酷な刑罰が規定されておるといふことになれば、あんなの御説明や希望では、得心しるゝたつて得心できないのはあたりまえではないか。こういうことを私は指摘したいし、また今の答弁ではそのことが何ら解決されておらないと思ひます。時間の関係もあつたから質疑を進めますが、大体所有権者などの、原状回復義務と、それ

特別法等の罰則、制裁が働くことにならぬ。そうすれば先ほど来質疑の間に確かめられたような事柄が、実際上はへつぱりにもならないのでないか、こういうことをお尋ねしたい。

からまた原状回復をしてもどうして原状回復の利益が上らないというような場合においては、その損害の穴埋めを賠償請求権ということではいたすのでありませぬ。そうして同時に原状回復義務と損害賠償請求権とは、やはりその権利主体の選択的な行使によつて私は確保されていると思うのであります。この法案の中身を見ますと、もう原状回復ということが全面的にはずされてしまつて、損害賠償で泣寝入りしろというやうな体裁になつています。これは所有権の著しい侵害であり、蹂躪である、憲法に保障された財産権というものをこの法案は蹂躪しておると私は思うのであります。しかも損害賠償の具体的な場合におきましては、何らかおつかふ法的にこの規定があります。

賠償だけが残される、損害賠償というやうなものは今申し上げましたやうな形で、結局現実の場合においては何にもならない。床の間が便所になつたからといつたつて、この辺にりつばな道路ができたじやないかというやうなことになるつて、その土地が上つた、利用価値一般が社会的に増加した、総合的な判断においては床の間が便所になつたというだけでは具体的な損害とは言えないじやないかということになつてみれば、何のことはない、使つただけで返してしまつて、それであつた泣寝入りということになつてしまつたのではなからぬかと思われ余地がこの法案の中に多分に組み入れられておりますので、その点に少し具体的に御説明を承りたいと思ひます。

有効かつ合理的に使用することができるところは原状回復の義務がないというところをいつておる。裏からいふと原状回復請求権がないことになる。それから有効かつ合理的に使用することができると認めるときは、だれが認めるのか問題であります。しかもこの物件の価値、権利の価値というものは、主観的な価値、客観的な価値、もつと基本的に言うならば使用価値、交換価値というやうな問題が出て来ます。そのほかにその物件自体の判断だけじやなしに、その周辺の環境的な、社会的な、この総合的な判断から見まして、価値の増減というものが具体的には問題になるのであります。こういうやうな一般的な各条件を前提にいたしまして、損害賠償の額あるいは損害賠償請求権の成立ということが考えられるのであります。有効かつ合理的に使用ができる場合には原状回復の義務がない、損害

賠償だけが残される、損害賠償というやうなものは今申し上げましたやうな形で、結局現実の場合においては何にもならない。床の間が便所になつたからといつたつて、この辺にりつばな道路ができたじやないかというやうなことになるつて、その土地が上つた、利用価値一般が社会的に増加した、総合的な判断においては床の間が便所になつたというだけでは具体的な損害とは言えないじやないかということになつてみれば、何のことはない、使つただけで返してしまつて、それであつた泣寝入りということになつてしまつたのではなからぬかと思われ余地がこの法案の中に多分に組み入れられておりますので、その点に少し具体的に御説明を承りたいと思ひます。

○長岡政府委員 ただいまの点は先ほどもちよつと触れたのでございませぬが、便宜のために現在までやつております実情を御説明申し上げますが、家なり土地が解除になりまして、その補償の問題につきましては、従来どういふことをやつておるかを申しますと、価値減を見っております。どういふ損害が起きて、その建物の価値がどのくらい下つておるかというところを見まして、しかもそれだけではどうもいまいかない、日本人が住むとすれば、どうも手を入れなければいけません。価値減だけを見たのではいかぬという場合には、その手を入れまして費用を見積りまして、価値減とその金額とを比較して多い方を補償いたしておるのであります。本法におきましては原状回復をいたすのであります。たとえば応接の座板が張つてあるけれども、前の座板と違う、それも目的に使われぬというよ

うなことなら別でございませぬけれども、まずその家に相応したものであつて、元のほどではないけれども、使われるという場合には、わざ／＼そのものをこわして、元と同様なことをしなくともいいじやないか、そのときに価値が減つておるならば金銭で補償する、こういう意味を規定いたしましたのでありまして、先ほども申し上げました通り、ただいま御指摘の通り、なるべし頭ごさいませぬ。むしろかような規定を設けましたことは、かく／＼しなればならぬということと事務を行います者が縛られる部分が多いのであります。かような場合になるべく損失を補償し、迷惑をかけないようにしたいというのが根本の趣旨でございませぬ。

○加藤(充)委員 取用の場合は所有権そのもの、権利そのものが他に移る場合でありますから、私はここで質問は省略いたしますが、この使用の場合は所有権そのものの移転を必ずしも実質的に含むものではない、こう思ひますので、この点についてだけ質問をいたします。大体使用の場合はちやうどあの戦争時代の強制借上げというやうな場合の実体を持つものだと思ひますが、あれでも結局においては形式は強権の発動でなしに、任意的な自主的な契約意思に基いた借上げということになつておつたやうであります。しかし買上げの場合においては、同時に本件使用の場合においては、所有者の意思を離れて、返してもらつてもしかなかった原状を量的に質的に徹底的に変更してしまふ。これは今の民法のあるいは国内財産法の関係から言

うなことなら別でございませぬけれども、まずその家に相応したものであつて、元のほどではないけれども、使われるという場合には、わざ／＼そのものをこわして、元と同様なことをしなくともいいじやないか、そのときに価値が減つておるならば金銭で補償する、こういう意味を規定いたしましたのでありまして、先ほども申し上げました通り、ただいま御指摘の通り、なるべし頭ごさいませぬ。むしろかような規定を設けましたことは、かく／＼しなればならぬということと事務を行います者が縛られる部分が多いのであります。かような場合になるべく損失を補償し、迷惑をかけないようにしたいというのが根本の趣旨でございませぬ。

ました場合に、この規定を設けましたのは、むしろ所有者の権利を擁護いたしますために、当然買取りを請求される前の使用、今御指摘になりました通りに使用といひながら、これは買取りなければいけませんというところを権利として主張はできる。そのときには買わなければならぬということ、権利者の権利を擁護するつもりで規定いたしましたものでございませぬ。

○加藤(充)委員 初めからちや／＼むちやにむちやこわす意思で借上げる場合は別だ、こう言ひましたが、初めからやつても途中からやつても、権限に基いた使用の期間において、所有者の意思を離れて、返してもらつてもしやうがないというやうな状態にまで徹底的に原状の変更を量質的にやつてしまふというやうな権限が、借上げた者、使用権を持つた者に与えられるということになれば、私のただしした不安はあなたの説明や答弁では解決されませぬ。初めにやつても、途中でやつても、返す前日にやつても、とにかく適法な使用権のある間に、所有者の意思と離れて、先ほど来繰返すやうに、返してもらつてもしやうがないほどの変更を使用者の権限としてやれることになつてしまふならば、私の不安は解消されなと思ひます。今までお尋ねした点について、民法の四百八十三条の精神なり原則は、著しく蹂躪されてしまつておるのであります。しかしこの質疑は一応これで打ち切ります。次の点に移ります。

第十二条は、取用や使用の認定そのものについての不服の申立てができるのかできないのか、できそうにもないやうな規定になつておりますが、それ

と、私は否認されておることだと思ひます。第九条に建物の形状を変更して従来用いた目的に供することが著しく困難になつてしまつたやうな場合においては、建物の所有者はその建物の取用を請求することができるという規定があります。しかしながら先ほど申し上げましたように、建物の所有者の意思を離れて借上げたもの、あるいは一時使用する権限を強制力によつて与えられたものが、かつてに、無制限にやるといふことになりませぬれば、この第九條の「建物の取用を請求することができる」といふやうな規定は実際上あつてないやうなものであつて、結局建物の取用と使用との実質が何ら異なる。逆にいいますと、使用という形で取用と同じ実体を行い、しかもその補償などについては、取用ですから賃料の具体的な支払いという形で分割払いになりませぬ。期限に払ふことになりませぬ。さすれば、こういうやうな権限の中身を第九條で定めておりましたら、一思いに殺すなら殺してもらつた方がいひので、殺すか生かすか、なま殺しにしておくというやうな規定は国民にむしる重大なる不安と、被害を与えるものではないか。第九條の規定はこの意味においては所有者をこばかした規定の趣旨に解釈されると思ひますが、その点はどうなりませぬか。

○長岡政府委員 御指摘のやうな場合に、初めから建物に非常なちや／＼むちやにしてしまふというやうなことが予定されておりますならば、それはもちろんそのときから取用すべきものであります。現実にならぬやうな形が変更された、こういう事実が起

では不当ではないか。財産権の明らか
な侵害になるのではないか。ただ損害
などについてごちや／＼申し上げるこ
とができるというような不服の申立て
の道を開いたのでは、不服の申立ての
開き方が不十分きわまる。しかたがな
いからこゝろへ憲法違反になる問題を
巧みに解決する形で一条入れておこ
うではないかという考え方しか持た
ないと思うが、その点はいかがです
か。

○農岡政府委員 十二条はさような凶
太い考え方で入れた規定では毛頭な
いのでありまして、実は取用いたしま
すときには、取用委員会にかけまして
いろいろ決定を見るのであります。こ
の十二条は、返しますときにわれ／＼事
務を取扱います者が、これでたゞさん
だ、これだけ補償すればよいのだとい
つて押しつけがましいことをやるので
はない。話し合いがつかないときには
総理大臣まで訴えて、さらに考慮され
るという意味で書いた規定でございま
す。

○加藤(充)委員 先ほど尋ねるのを漏
らしましたが、必ずしも重要なことで
はありません。条文の規定の上から言
うと明らかにならぬものなつておるの
であります。がしかし、反面明らかにし
ておく必要があるのではお尋ねいたしま
すが、そういうような使用または取用
の地域、あるいは物件の表示というよ
うなことが現実にはなされるかどうか。
よく役場などの前に何番地土地何坪と
いうような表示があり、あるいは何番
地の地上物件何々というような表示が
あつても、さて現実には参りますと、そ
の地境がはつきりいたしません。土地
の地境というものは往々にして不明確

なものであります。山林などに至りま
すとなおさらであります。さる場合
に、出先の軍人がかつてにこゝまでだ
というような地域の表示を、あるいは
物件の表示を拡大して立てたり、ある
いは表示というものが法的に文書によ
つてなされる場合、現地に表示をする
ことが善意でされ、しかも間違ひがあ
つた場合は、善意でも間違ひがあつ
た場合、あるいは文書では明らかで
ない場合、事実上反するようなことを
逆に善意でやられていような場合が
必ずしもないと断言できないのであり
ます。そういうような表示のやり方、
あるいはその表示の形式、手続とい
うようなものについて承つておきたい
と思ひます。

それからもう一つ、時間がありませ
んのので急ぎますから、まゝとめてこの際
お尋ねしてしまひますが、附則の第二
です。従来連合軍最高司令官の要求に
基いて使用し、現に使用している土地
等で、法律の施行の日から九十日を経
過した後、なお引續いて使用する必要
があるというものについては、さらに六
箇月を越えない期間において一時的に
使用することができるといふことが書
かれております。それでこの際、この
規定は民法の原則から言つて、やはり
主権のきわめて重大な侵害になつてお
る。普通の取扱いだつたらば、大体施
行の日から九十日もたてばもう返して
もらわなければならぬのに、なおそ
のほかにも六箇月使わさなければならぬ
といふような規定をこの法律で押し
つけるということは、民法の原則、私
有財産の保障の点から見ていかにかと
思われるのであります。その点が一
点。

それから六箇月を越えない期間にお
いて一時使用することができるといふ
規定の性質は、これとこの間にさらに
必要だといふようなことで、そうして
この取用または使用の認定が下され
て、結局元のものもあつたといふよう
な事柄になつてしまふのであるならば、
一時的に使用することができるといふ規
定の意味は実際にはなくなつてしま
うかと思つておられます。法律の建前
から、一時的に使用することができ
るといふ規定は、あくまでその規定の持
つ字義とその規定を入れた意図とい
ふものが貫かれなければならぬが、結
局言つて、九十日たち、さらに六箇月
たつた場合においては、そのときには
返してもらつたといふ実態裏づけがな
ければ、附則第二は、これもほとんど有
用の場合が考えられない、無用の規定
ではないか。何のことはない、結局違
付されるという実態はこれだつてござ
れて行つてしまふのではないかと思
つておられます。

それから附則の第六で「政令で定め
るところにより、取用委員会に対し、
裁判を申請することができ」とい
う規定があります。ここで「政令で
定めるところ」といふのは、「政令で定め
るところ」といふのは、その取用委員会に
対して裁判を申請する手続だけにつ
いてのことなのか。あるいはよく行わ
れておられるように、この種の損害に
ついては大体どのくらいか何ぼ／＼越
える場合においてはその何割かとい
うようなことまで、すなわち補償の内
容あるいは項目あるいは数額といふよ
うなものまで政令で定めるのか、この
点を明らかにしていただきたい。それ
でさらに意見を附加するならば、手続
だけのことについても問題が残ります

が、これはまあ／＼でありましたよ
うな、あとに述べましたような補償の内
容や条件や数額といふようなもので
も政令で定めるといふことになりま
す。これは政令にゆだねるべからざる
ところのもの、すなわち意見の白紙的
な委任状を政令に与えたといふこと
になりません。そういう点で確かめてお
きたいと思ひます。

○農岡政府委員 お答え申し上げま
す。第一点の、どこからどこまで使
うのか、役場の告示板にいかげん
な告示をしてそれで済ますのではない
かといふような御懸念の点であります
が、第七条にも規定いたしております
が、さような事柄は手続をいたすつ
もりは毛頭ございませぬ。従来とて
も、軍が採取地域を指定して参りま
したときに、現地の市町村なり関係方面
との御協力も得まして十分に調査いた
しまして、関係の向きにお知らせして
措置いたすことになつておつたので
あります。今後ともその手続を粗略に
いたす考えは毛頭ございませぬ。

それから附則第二項の、六箇月一時
使用を許すといふことがいかにぬじや
ないかといふ御質問でございますが、こ
れは現状におきまして、予備作業班等
で、解除になりますもの手続を突進
にしている／＼打合せております。
講和条約が発効いたしまして九十日た
つて、なお、出るに出来るところがな
い。軍の方においてもなるべく早く解
除したいという気持を多分に持つてお
ることはわかるのであります。これ
がために引越す場所その他の準備が
足りませんので、早くあけて引揚げる
といふことが事実上非常にむずかしい
場合がございませぬから、この間の契約

をいたして参ります手続に要する日数
と、かつ、六箇月間ありますならばそ
ういふ問題も大部分解消するであら
う、こゝろの意味からこの規定を設け
た次第でございます。理論といたしま
しては、話がかたない、しかしどうし
てもいふことになりませぬれば、
あらためて本法に規定いたしてござ
ります手続をとらなければならぬのであ
ります。この意味は、契約が穴があき
ましてかえつて所有者にも迷惑をか
けることになりませぬから、この契約に
つきましては、権利者の権利を擁護す
ること十分努めるのであります。が、
ただいま申し上げましたように、六箇
月間大体話もつき引揚げの見込みも
つくであらうといふ意味で、この規定
を設けた次第であります。

それから六項の政令の定めるところ
云々につきましては、これは御指摘の
通り手続だけの問題でありまして、こ
こでござかして内容のひどいものをき
めるというようなことは毛頭考へてお
らぬ次第でございませぬ。

○加藤(充)委員 私は、本法案と関連
した意味合いにおいて、アメリカ合衆
国との間の安全保障条約第三条に基
く行政協定の実施に伴う固有の財産の管
理に関する法律案の第二条、第三条、
それから第四条あたり質問をしたいの
であります。これはどこの委員会に
まわつておられますのか、あまりさし
でがましくなりますからさきよりはや
めておきます。しかし私どもがいふ
／＼検討いたしましたも、これはいふ
／＼ひど過ぎると思つておられます。大臣がお
らなから、事務当局に質疑してもいた
し方ないと思つておられますが、こゝろい
ふことは結局行政協定といふやうな重

をいたして参ります手続に要する日数
と、かつ、六箇月間ありますならばそ
ういふ問題も大部分解消するであら
う、こゝろの意味からこの規定を設け
た次第でございます。理論といたしま
しては、話がかたない、しかしどうし
てもいふことになりませぬれば、
あらためて本法に規定いたしてござ
ります手続をとらなければならぬのであ
ります。この意味は、契約が穴があき
ましてかえつて所有者にも迷惑をか
けることになりませぬから、この契約に
つきましては、権利者の権利を擁護す
ること十分努めるのであります。が、
ただいま申し上げましたように、六箇
月間大体話もつき引揚げの見込みも
つくであらうといふ意味で、この規定
を設けた次第であります。

要な国民の権利義務に関する問題——単に米軍の駐留やその所在等についてきめるといふ安全保障条約の第三条に基く規定以外のものが行政協定にきめられておる。しかもその行政協定という形式が、アメリカの慣例に基いて、アメリカでは国会の承認を要しないと、いうようなことを不届きにも日本に押しつけ、また自由党の吉田政府がこれを甘んじて受入れました結果、国内法との関連にまつたつぎはぎだらけの、憲法に抵触してしまうようなことを無理してこじつけて行かなければならぬ。すなわち国内立法体系といたしますれば、木に竹を継いだようなひどいものが随所に出て来ておる。日米間の安全保障条約に基く行政協定の実施に伴うという題目つきで幾多の諸立法がなされておる。これは大きな汚点であります。この法案についてもそういう点が簡単に見えましたただでも明らかに表に出て来ておるのであります。私どもはこのように憲法に違反し、とりわけ国民の憲法で保障された私有財産権というものを蹂躪するような立法には、国民の権威としても賛成するわけに行かない。法律上はこういう立法は不法かつ不当なものであるという結論を今の答弁によつてます。明確に持つたわけでありませう。詳細の点についてさらに具体的な質疑を重ねなければならぬと思ひますけれども、今、法務委員会が始まつておりますから、発言の順番になつておりますから、私の今日の質疑はこれで打ち切ります。

○松本委員長 本法案の連合審査会はこれをもつて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十三分散会

昭和二十七年四月三十日印刷

昭和二十七年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所